

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（物納） 第四十一条（略）</p> <p>2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となつた財産（当該財産により取得した財産を含む。）でこの法律の施行地にあるものうち次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 社債（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等を除く。）及び株式（特別の法律により法人の発行する出資証券を含む。）並びに証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。）又は貸付信託（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託をいう。）の受益証券</p> <p>四（略）</p> <p>3 前項第三号に規定する短期社債等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第六十六条第一号に規定する短期社債</p> | <p>（物納） 第四十一条（略）</p> <p>2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となつた財産（当該財産により取得した財産を含む。）でこの法律の施行地にあるものうち次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 社債（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第二条第二項に規定する短期社債等を除く。）及び株式（特別の法律により法人の発行する出資証券を含む。）並びに証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。）又は貸付信託（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）（第二条第一項に規定する貸付信託をいう。）の受益証券</p> <p>四（略）</p> <p>（新設）</p> |

二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

四 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

4| 第二項第三号又は第四号に掲げる財産を物納に充てることができる場合は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除く外、同項第三号に掲げる財産については同項第一号及び第二号に掲げる財産、同項第四号に掲げる財産については同項第一号から第三号までに掲げる財産で納税義務者が物納申請の際現に有するものうちに適当な価額のものがない場合に限る。

3| 前項第三号又は第四号に掲げる財産を物納に充てることができる場合は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除く外、同項第三号に掲げる財産については同項第一号及び第二号に掲げる財産、同項第四号に掲げる財産については同項第一号から第三号までに掲げる財産で納税義務者が物納申請の際現に有するものうちに適当な価額のものがない場合に限る。